

本人収集の原則の例外類型一覧

	類 型	理 由
1	<p>「栄典、表彰等の選考」</p> <p>栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため。</p> <p>本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため。</p>
2	<p>「審議会委員等の選任、委嘱」</p> <p>委員、講師等を選任、委嘱するため、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体等から収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>適任者を幅広く求めるため。</p> <p>本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため。</p> <p>団体等から推薦を受ける場合、推薦という事務の性質上、本人から収集することができないため。</p> <p>本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であるため。</p>
3	<p>「各種申請、届出等」</p> <p>申請、届出等を受けるときに、当該申請者、届出者等以外の個人に関する情報を申請者、届出者等から収集する場合</p>	<p>申請者、届出者等以外の者に関する個人情報の提出が、申請、届出等の要件として定められていることがあるため。</p> <p>住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため。</p>
4	<p>「相談、要望、意見等」</p> <p>市民等から相談、陳情、要望、意見、苦情、主張等を受けるときに、その内容に当該相談者等以外の個人に関する情報が含まれている場合</p>	<p>相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その内容に当該相談者等以外の者の個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみ分離して収集を拒むことができないため。</p> <p>相談等の内容が、当該相談者等以外の者に関するものであっても、相談等の内容を正確に把握し、適切な事務の処理を行う上で必要であると認められるため。</p>
5	<p>「案内状等送付」</p> <p>挨拶状、案内状等を送付するため、個人情報を収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>当該実施機関又は他の実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、儀礼上の必要性等により、挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため。</p> <p>住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため。</p>
6	<p>「災害対策」</p> <p>災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、事前に個人情報を収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>過去の災害の事例や災害時に助けが必要であることが見込まれる個人の情報を事前に集約しておく必要があるため。</p>
7	<p>「防犯カメラ」</p> <p>市の施設の管理等をするにあたり、個人の映像等の情報を収集する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。</p>	<p>不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため。</p> <p>設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、設置している旨をわかりやすい場所に表示するものとする。</p>